

はつらつ健幸ポイントの付与対象事業の指定等に関する手引き

令和4年4月1日

1 趣旨

はつらつ健幸ポイント（以下、「本事業」といいます。）は、インセンティブ付きのポイント事業で、ICTを活用することによって、日々の歩数の計測や体組成の測定、健康・環境に関するイベントへの参加などの成果・実績を可視化し、市民の健康づくり活動及び環境に配慮した活動等を促進することを目的とします。

本事業は、日々の歩数の計測や体組成の測定をポイント付与の中心としていますが、前身の「はつらつポイント制度」のように、参加者は、本市や市民団体等が実施する健康づくりや介護予防を目的とする活動又は環境に配慮した活動であって、本市が指定又は登録したものなどに参加することによっても、ポイントを獲得することができます。

この手引は、本事業の対象事業として指定又は登録を受けようとする市民団体等に向け、対象事業の要件や申請手続きなどを示したものです。

2 対象事業の分類等

対象事業の分類、概要、要件、ポイントの付与方法、申請方法は別表1のとおりです。

3 ポイント付与方法別の要件等

ポイントの付与方法別の要件、付与手順、ポイント担当者の事務、ポイント数は別表2のとおりです。

4 申請・指定（登録）の流れ

申請・指定（登録）の流れは、対象事業の分類によって異なります。申請方法は別表1で確認してください。

(1) 対象事業指定申請

ア 次の書類を「6 書類の提出・お問い合わせ先」に提出してください。

(ア) はつらつ健幸ポイント対象事業指定申請書（様式第1号）

(イ) 事業の内容が分かる実施要領やチラシなど

イ 市で内容を審査し、要件を満たしている場合は、はつらつ健幸ポイント対象事業指定通知書（様式第2号）をお送りします。なお、指定の内容は、本事業の参加者に向けて市ウェブサイトなどで公表します。

(2) 団体登録申請

ア 次の書類を「6 書類の提出・お問い合わせ先」に提出してください。

(ア) はつらつ健幸ポイント団体登録申請書（様式第3号）

(イ) ポイント付与の対象としたい活動の予定表

(ウ) 団体の定款、規約又は会則

(エ) 前年度の活動実績を記した書類

(オ) 本年度の活動計画を記した書類

イ 市で内容を審査し、要件を満たしている場合は、はつらつ健幸ポイント団体登録決定通知書（様式第4号）をお送りします。なお、登録の内容は、原則として、本事業の参加者に向

けて市ウェブサイトなどで公表します。

ウ 登録の決定を受けた後に、登録事項に変更が生じたとき又は活動を中止しようとするときは、速やかにはつらつ健幸ポイント団体登録変更届出書(様式第5号)を提出してください。

エ 登録期間は、登録日から3月31日までとし、登録の自動更新はしません。

5 その他

- (1) 指定(登録)に当たって、条件を付することがあります。
- (2) 事業者が本事業に関して不正な行為を行ったと認めるときは、その指定(登録)を取り消す場合があります。
- (3) 事業者は、参加者が安全に活動を行えるよう配慮し、かつ必要な指導等に努めてください。
- (4) 事業者は、本事業に関して、市が実施する施策に協力するよう努めてください。

6 書類の提出・お問い合わせ先

- (1) 指定事業(健康づくり・介護予防)、登録団体活動、本事業全般について

宇部市健康増進課

〒755-0033 宇部市琴芝町二丁目1番10号(保健センター)

(電話) 0836-31-1777 (FAX) 0836-35-6533

- (2) 指定事業(環境配慮)について

宇部市環境政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号(市役所本庁舎2階)

(電話) 0836-34-8245 (FAX) 0836-22-6016

【参考】はつらつ健幸ポイント(市ウェブサイト)

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/kenkouzukuri/hatsuratsu/index.html>



別表1 対象事業の分類、概要、要件、ポイント付与方法、申請方法

分類	概要・要件	ポイント付与方法	申請方法
指定事業 (健康づくり・介護予防)	<p>健康づくり・介護予防を目的とするイベント等</p> <p>(1) 活動の内容が、次のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 健康づくり等を実践する活動 イ 健康づくり等の実践に役立つ活動 <p>(2) 事業が、次のいずれかに当てはまること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市が主催又は共催する事業（委託事業を含む。） イ 市の後援又は認証等がある事業 ウ コミュニティ推進協議会などの地域団体が主催又は共催する事業 <p>(3) 広く市民又は地域住民を対象としていること。</p> <p>(4) 1回の活動当たり18歳以上の人5人以上参加することが見込まれること。</p> <p>(5) ポイント担当者を配置できること。</p> <p>(6) ポイント付与方法別の要件（別表2参照）を満たすこと。</p>	自己申告による付与又は ICT機器による付与（※）	対象事業指定申請

分類	概要・要件	ポイント付与方法	申請方法
指定事業 (環境配慮)	<p>環境に配慮したイベント等</p> <p>(1) 活動の内容が、次のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 環境事業への運営協力 イ 環境講座の受講 ウ 環境保全活動への参加 エ 環境イベントへの参加 <p>(2) 事業が次のいずれかに当てはまること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市が主催又は共催する事業（委託事業を含む。） イ 市の後援又は認証等がある事業 ウ コミュニティ推進協議会などの地域団体が主催又は共催する事業 <p>(3) 広く市民又は地域住民を対象としていること。</p> <p>(4) 1回の活動当たり18歳以上の人が5人以上参加することが見込まれること。</p> <p>(5) ポイント担当者を配置できること。</p> <p>(6) ポイント付与方法別の要件（別表2参照）を満たすこと。</p>	ICT機器による付与又はそれに準じた付与	対象事業指定申請

分類	概要・要件	ポイント付与方法	申請方法
登録団体活動	<p><u>健康づくり・介護予防を目的とする登録団体による定期的な活動</u></p> <p>(1) 登録団体として、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 主に宇部市内において活動する法人格を有しない団体であること。 イ 社会的、公益的な活動を行っている団体であること。 ウ 政治的、宗教的、反社会的な活動を行う団体でないこと。 エ 5人以上で構成され、活動実績が確認できる団体であること。 オ 申請日において、団体の活動期間が原則1年以上あること。 カ 申請日において、登録申請する活動の実施期間が原則1年以上あること。 キ ポイント担当者を配置できること。 ク 団体の運営に関する規約又は会則等を定め運営を適正に行っていること。 <p>(2) 登録団体活動として、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 活動の内容が、次のいずれかであること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 健康づくり等を実践する活動 (イ) 健康づくり等の実践に役立つ活動 イ 継続的かつ計画的に行われる活動であること。 ウ 原則として、参加料は無料であること（原材料費等の実費に相当する費用の徴収は除く。）。 エ 1回の活動当たり18歳以上の人が5人以上参加することが見込まれること。 オ 原則として、定期的に活動する予定が年10回以上あること。 カ 原則として、1回の活動が30分以上であること。 キ 市が直接的に主催、共催又は実施する活動ではないこと。 ク 主に宇部市民を対象に活動するものであること。 ケ 主に宇部市内において活動するものであること。 コ ポイント付与方法別の要件（別表2参照）を満たすこと。 	自己申告による付与	団体登録申請

※ 付与方法が選択できるものは、申請者の意向等を勘案して、本市が決定します。

別表2 ポイント付与方法別の要件、付与手順、ポイント担当者の事務、ポイント数

ポイント付与方法	要件	付与手順	ポイント担当者の事務	ポイント数
自己申告による付与	参加者名簿など指定を受けようとする事業に参加した者の氏名及び参加日が分かる書類を備えていること。	自己申告シート※ ¹ に、参加者自身が指定事業の活動番号※ ² 、参加日、場所を記入し、年度終了時に市に提出。市で申告内容を確認し、システム※ ³ 内でポイントを付与	ア 対象事業のチラシなどへのマークや活動番号の掲載（任意） イ 活動番号などの問い合わせへの対応 ウ 参加者名簿など事業や活動に参加した者の氏名及び参加日が分かる書類の管理 エ 市から参加者の参加状況について確認があったときの対応（参加者からの自己申告の内容について確認を行う場合があります。）	1日20ポイント （月に100ポイントまで）
ICT機器による付与	次のいずれも満たすこと。 ア 指定を受けようとする事業の会場内又は参加者の動線上に、専用リーダー等の機器を設置できること（電源があり、通信用の電波が届く場所であること）。 イ 週1回、月1回など定期的に開催する事業ではないこと。	活動量計又は所定のアプリをインストールしたスマートフォンに記録された参加者情報を、イベント等の会場に設置する専用リーダーから読み取り、システム※ ³ 内で自動的にポイントを付与	ア 対象事業のチラシなどへのマークの掲載 イ 機器等の必要物品の借り受け、設置、返却 ウ 機器の使用に関する問い合わせ対応	1日100ポイントを原則とし、必要に応じて調整

※1 自己申告シートは、ICT機器で付与できないポイントを申告するための専用紙で、各年度開始時に本市が参加者に配布します。

※2 活動番号は、対象事業を識別するための固有番号で、本事業の参加手引や市ホームページなどで参加者に告知します。

※3 システムとは、株式会社タニタヘルスリンクのWEBシステム「からだカルテ」をいい、ポイントは、本市が本システムを利用して、参加者ごとに付与、管理、交換等の処理を行います。